

札幌市防災会議運営規程

昭和 38 年 8 月 6 日
第 1 回札幌市防災会議議決

(目的)

第 1 条 札幌市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）及び札幌市防災会議条例（昭和 38 年札幌市条例第 1 号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第 2 条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である札幌市副市長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(代理出席)

第 4 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(議事)

第 5 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(会長の専決処分)

第 6 条 防災会議の権限に属する事務のうち、札幌市地域防災計画に係る軽微な修正に関することについては、会長において、これを処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(決定事項の記録)

第 7 条 防災会議において決定した事項などの記録、その他の庶務は、危機管理対策室において行うものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 21 日より施行する。